

# 第43回田原市男女共同参画推進懇話会次第

日時：令和4年5月30日（月）

午後3時から

場所：田原市役所南庁舎 政策会議室

## 1 あいさつ

## 2 報告事項

- (1) 田原市男女共同参画推進懇話会の概要 【資料1-1、1-2】
- (2) 市の取組 【資料2-1～2-5】
- (3) 田原市パートナーシップ宣誓制度について 【資料3】

## 3 議 題

- (1) 令和4年度男女共同参画啓発事業（フェスティバル）について 【資料4】
  
- (2) 男女共同参画推進プランⅡ中間見直しについて 【資料5】

## 4 その他

- (1) 各委員の取組状況・意見 【資料6】
- (2) 生理の貧困について

### 配付資料

【名簿・配席表】 ※当日配付

【資料1-1】 田原市男女共同参画推進懇話会規約

【資料1-2】 田原市男女共同参画推進懇話会の概要

【パンフレット】 男女共同参画推進プランⅡ

【資料2-1】 男女共同参画推進事業について

【資料2-2】 田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標 ※当日配付

【資料2-3】 女性登用率の向上について ※当日配付

【資料2-4】 令和4年度男女共同参画作品募集について

【資料2-5】 市民提案型委託制度（テーマ提示型）

【資料3】 田原市パートナーシップ宣誓制度について※当日配布

【資料4】 令和4年度男女共同参画フェスティバルについて

【資料5】 男女共同参画プランⅡ中間見直しについて

【資料6】 各委員の取組状況・意見 ※当日配付

【冊子】 男女共同参画推進に関する市民アンケート調査 調査結果報告書 ※当日配付

# 第8期田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

## 【委員】

番号	役職等	氏名	所属団体・役職	備考
1	委員	河合 沙矢子	一般社団法人田原青年会議所	出
2	委員	太田 としゑ	あかばねひらがなの会	欠
3	委員	樋口 雄士	田原市地域コミュニティ連合会 理事（衣笠コミュニティ協議会長）	出
4	委員	小野田 清憲	J A愛知厚生連あつみの郷 所長	(新)出
5	委員	中西 秀一	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 主任	出
6	委員	森下 静子	女性会議ウイットW I T 代表	出
7	委員	籠橋 靖彦	渥美漁業協同組合 代表理事組合長	欠
8	委員	富田 光彦	田原市認定農業者連絡会	出
9	委員	川合 利法	愛知みなみ農業協同組合 人事課長	出
10	委員	石川 智恵子	渥美商工会女性部	出
11	委員	北野谷充香子	田原市商工会女性部	出
12	委員	中村 匡	渥美半島観光ビューロー 専務理事	欠
13	委員	内藤 喜久枝	田原市議会 議員	出
14	委員	杉原 恵利子	田原市更生保護女性会 会計	(新)出
15	委員	太田 文子	田原市農業委員会 委員	出
16	委員	金田 真也	田原市教育委員会 委員	出
17	委員	森下 和美	行政相談委員	出
18	委員	河邊 俊和	田原市企画部長	(新)出
19	委員	清水 直美	公募者 ヒップファミリークラブ	出
20	委員	永田 みよ江	公募者 女性会議ウイットW I T	出

## 【オブザーバー】

氏名	所属団体・役職	備考
檜村 愛子	愛知大学文学部教授	

## 【事務局】

氏名	所属・役職	備考
松井 茂明	企画部企画課長	
内藤 泰子	企画部企画課 課長補佐兼係長	
下形 めぐみ	企画部企画課 主事補	

# 第43回田原市男女共同参画推進懇話会 配席表

(敬称略)

愛知大学文学部教授 オブザーバー 榎村愛子      女性会議ウイットWIT 委員 森下静子      田原市社会福祉協議会 委員 中西秀一

田原青年会議所  
委員 河合 沙矢子

田原市地域コミュニティ連合会  
委員 樋口 雄士

J A 愛知厚生連あつみの郷  
委員 小野田清憲

田原市認定農業者連絡会  
委員 富田光彦

愛知みなみ農業協同組合  
委員 川合利法

渥美商工会女性部  
委員 石川智恵子

田原市商工会女性部  
委員 北野谷充香子

田原市議会  
委員 内藤喜久枝

田原市更生保護女性会  
委員 杉原恵利子

田原市農業委員会  
委員 太田文子

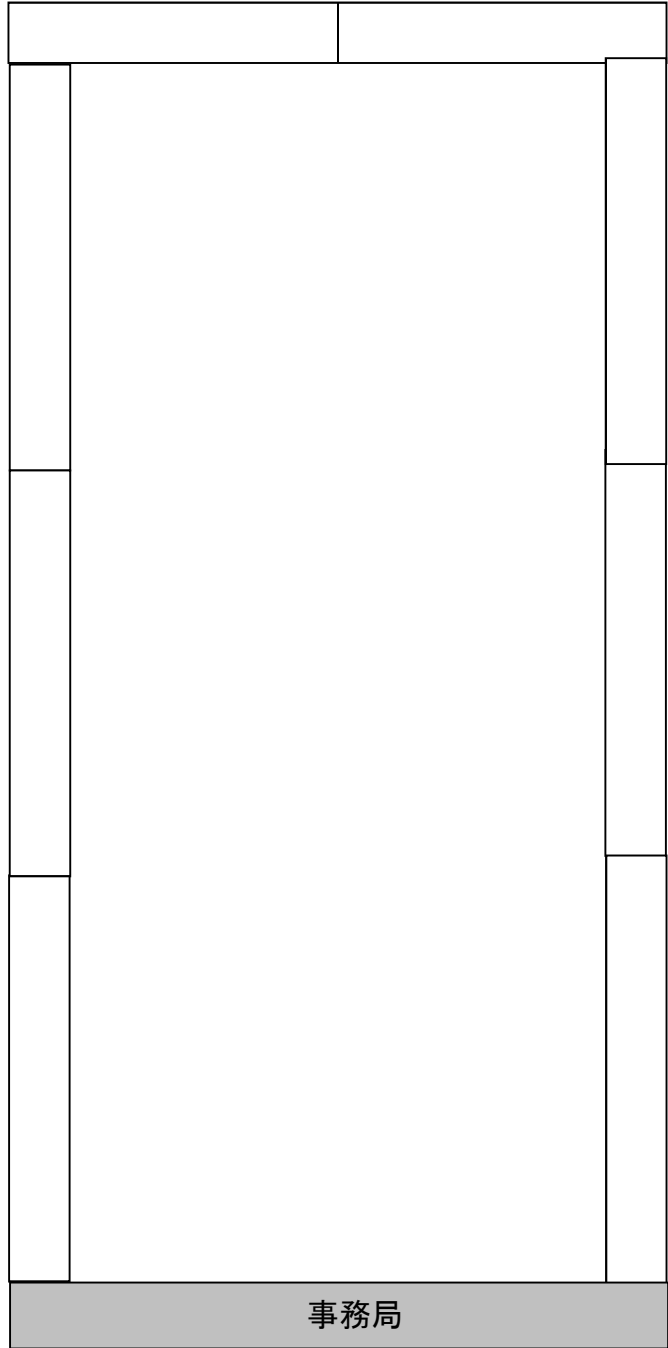
田原市教育委員会  
委員 金田 真也

行政相談委員  
委員 森下和美

田原市企画部長  
委員 河邊俊和

公募委員  
委員 清水直美

公募委員  
委員 永田みよ江



事務局

松井企画課長

内藤係長

下形主事補

入り口

# 田原市男女共同参画推進懇話会規約

## (名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

## (目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること。
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること。

## (委員)

第4条 本会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名するものとし、第1号から第3号までに規定する委員は関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号までに規定する委員は本会の目的に基づき判断するものとする。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体その他市民活動団体の関係者
  - (2) 産業関係団体の関係者
  - (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
  - (4) 市の職員
  - (5) 学識経験者
  - (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中で指名された委員の任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げないものとする。

## (オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、学識経験者の中から市長が指名する。

## (役員)

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する事。
- (2) 第5条に規定する役員を選任及び本規約の改正に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事。

#### (部会)

第8条 本会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として部会を設けることができる。

- 2 部会の設置、活動内容等は、前条の会議において決定する。
- 3 部会の構成員は、本会の委員から会長を選任する。
- 4 前項の規定にかかわらず、公募により、市民等を部会の構成員とすることができる。

#### (事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市企画部企画課が担当する。

#### (雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

##### 附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附則

この規約は、平成23年6月17日から施行する。

##### 附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

##### 附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

# 田原市男女共同参画推進懇話会の概要

## 1. 活動の方向性

懇話会は、田原市男女共同参画推進プランに掲げる目標の実現を図るための組織です。

### 「田原市男女共同参画推進プラン」

(平成18年度策定・平成24年度一部修正・平成28年度一部修正／計画期間：平成29年度～令和8年度)

- ・ **みんなが自分らしく輝けるまち・たはら**を将来都市像としている。
- ・ 5つの分野（推進目標）に分けて、**市の取組内容を具体的に掲げる**とともに、**市民・市民活動団体・事業者の取組のあり方を示し**、指標等を設定している。

## 2. 懇話会のあり方（懇話会規約参照）

### （1）設置目的

本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

### （2）委 員

○**構成** … 市民、各種団体（地域・福祉・防災・教育・農商工等）の関係者、学識経験者、市の機関の職員等、合計25名以内で構成する。

※各分野での男女共同参画を進めることを目的としているため、委員数は多くなる。

○**任期** … 2か年度（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

○**選任** … 地域団体、福祉・医療団体、市民活動団体、産業関係団体、各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者は、関係団体からの推薦に基づき、市の職員、学識経験者、公募者は本会の目的に基づき市長が指名する。

### （3）活動内容

① 推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認する。

② 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進する。

※ 懇話会として実施する市全体に関わる調査研究・啓発事業等と、各委員の所属団体（分野）の取組の促進を想定する。

例) 市全体の活動 ⇒ 男女共同参画フェスティバル開催、課題研究、情報交換 等々  
各分野の取組 ⇒ 個別分野の取組の推進・相互協力・支援、市の取組への対応 等々

### （4）運 営

○**懇話会** … 年3回程度開催する。

○**部 会** … 活動内容② に掲げる取組を行うため部会を設けることができる。

○**事務局** … 事務局運営等の庶務は市（企画課）が行う。

# 男女共同参画推進事業について

— 令和3年度実施事業、令和4年度実施予定事業 —

	令和3年度実施	令和4年度予定
推進体制の整備、 計画の進行管理	○田原市男女共同参画推進懇話会 開催 推進プランの目標達成のため、委員の取組や市の取組を確認し、市全体の男女共同参画を推進 (第40回:5月17日書面、第41回:7月21日、第42回:2月18日書面)	継続 (5月、10月、3月開催予定)
	○庁内ワーキング会議 開催 各事業担当課のプラン成果指標進捗状況の把握等 (6月、1月、3月資料提供)	継続 (5月、7月、10月、2月開催予定) 【資料 2-2】
	○審議会等の女性登用促進 R3年度 25.44% (R3年4月)	継続 R4年度 22.29% (R4年4月) 【資料 2-3】
啓発活動	○男女共同参画ニュース「Walk Together」 広報たはら 8月1日号に男女共同参画に関する市民を掲載し、市民への意識啓発を行った。	継続 広報たはら 8月1日号に掲載予定 (1ページ)
	○男女共同参画フェスティバル開催 8月1日(日)	継続 7月31日(日) 【別途 資料 4】
	○男女共同参画作品募集 男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作文を市内の中学生対象に募集。 作文 321件の応募	継続 男女共同参画作文募集 市内の中学生対象 【資料 2-4】
	○市民提案型委託事業(テーマ提示型) 申込なし	継続 別紙募集要領による 【資料 2-5】
	○講座・研修会開催 市政ほーもん講座を六連小学校で12月6日に実施 6年生対象	継続
	○シンボルマークの活用 作成したシンボルマークを誌面上やイベント等で啓発に活用	継続 
その他	○愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講支援 受講生の交通費を支援(受講者1名)	継続 受講生の交通費を支援(受講希望者なし)

田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

資料2-2

重点目標	数値目標	単位	プラン改定時(H27)	現在(R3)	中間評価	目標(R8)	成果指標等見直しに関する意見
1 意識づくり 男女平等尊重	男女共同参画啓発イベント、研修会等の実施回数	回	2	3	○	3	
	家庭相談等活動延べ件数(年間)	件	621	521	△	450	家庭相談員2人で対応できる件数に目標値を見直す
	要保護児童対策地域協議会実務者会議開催数(年間)	回	12	12	○	12	
	学校・地域などの関係機関と連携した協議(実施回数)	回	2	2	○	2	
2 誰もが参画のまちづくり	民生・児童委員の女性比率	%	45.7	46.6	○	50.0	
	人権擁護委員の女性比率	%	50	60.0	◎	50.0	
	教育委員会委員の女性比率	人	2	2	◎	2	
	農業委員の女性比率	人	3	2	△	3	
	県の開催する男女共同参画人材育成セミナー受講生	人	1	1	○	1	
	男女共同参画講座の開催回数	回	0	0	△	3年に1回	コミの研修会は年1回開催のため、毎年同じテーマで開催できないため目標値を見直す
	防災講習会等の参加者数	人	2,827	3,541	△	5,000	県のプラン2025では防災分野における男女共同参画の視点からの取組が重要とされ、基本的施策として明確に位置付け
	環境審議会委員の女性比率	%	20	30.0	○	30.0	
	NPO団体の女性会員比率	%	64.3	53.6	◎	50.0	
3 生涯安心の暮らしづくり	乳がん検診受診率	%	24	11.4	△	25.0	
	子宮がん検診受診率	%	23	11.8	△	25.0	
	健康教育参加延人数	人	6,897	2,471	△	6,800	
	乳幼児健診受診率	%	97	97.5	○	98.5	
	母子健康手帳交付者数	人	513	346	○	320	母子健康手帳交付者数は再交付者も含まれるため、数値目標を妊娠届出者数とする 報告数は妊娠届出者数
	乳幼児、妊産婦相談者延人数	人	1,609	886	△	1,500	
	新生児、乳幼児、妊産婦家庭訪問件数	件	1,314	1,548	◎	1,500	
	乳幼児予防接種率	%	83	75.7	△	95.0	
	介護を必要としない高齢者の割合	%	86	86.1	◎	85.5	
	介護予防事業の参加者数	(人) %	19,317	6.8	○	8.2	指標を介護予防事業の延べ参加者数からサロン等通いの場への参加率へ変更
	地域包括支援センターへの相談件数	件	3,147	4,651	◎	6,000	
	介護講座開催回数	回	24	20	△	24	
	高齢者生活支援サービス利用者数	人	10	11	◎	13	
	昼食サービス利用者数	食	9,635	14,002	◎	14,000	
	寝具乾燥サービス利用者数	人	4	5	◎	5	
	高齢者住宅を改修する費用の補助申請件数	件	77	44	△	60	令和2年度から事業の対象者年齢が変更されたため目標値を見直す 対象年齢:65歳以上→70歳以上
	成年後見制度の利用支援相談件数	件	1	1	◎	1	
	障害者相談支援回数	回	107	-	-	-	事業廃止 これに代わる事業も行っていない
	母子父子家庭相談指導件数(年間)	件	295	362	◎	400	
	母子父子家庭の自立支援事業給付件数(年間)	件	2	5	◎	2	
母子家庭等の生活支援員(ヘルパー)派遣実件数(年間)	件	0	0	○	1		
4 働きやすい場づくり	児童クラブ数	クラブ	12	11	○	12	利用者が少なかった亀山を除く全区に開設されていることから、成果指標を見直し、待機児童数を指標として目標を「解消」とする
	放課後子ども教室数	教室	7	7	○	7	
	児童センター利用者数(年間)	人	29,246	9,664	△	13,000	親子交流館の開設、子供の減少により目標値を見直す
	ファミリーサポートセンター依頼・援助件数(年間)	件	7	220	○	300	
	入所園児数	人	1,617	1,706	◎	-	子供が減少しているなか、入所園児数を指標とするのはどうか。目標値が立てにくい。 待機児童はいままでないため目標値としてはふさわしくない。 未満児の入所は増加傾向
	特別保育メニュー数	種	3	4	○	4	



重点目標	数値目標	単位	プラン改定時(H27)	現在(R3)	中間評価	目標(R8)	成果指標等見直しに関する意見
4 働きやすい場づくり	地域子ども子育て支援事業相談延利用者数(年間)	組	8,158	11031	◎	13000	子供の減少により目標値を見直す
	農家における新規家族経営協定締結戸数	戸	9	14	◎	10	
	野菜ソムリエ育成数	(人) 人/年	0	0	△	1	野菜ソムリエの資格取得費用の補助金を受け、ベジエールの会員として現在43名が活動している。退会者を含めると50人以上が資格を取得していることから目標値を見直し、年間の育成者数とする50人→年間1人
	男女共同参画フェスティバル参加団体数	数	21	0	○	35	

中間見直しの参考

※ワーキング会議における意見

女性の管理監督職登用について	人事課	現在の管理職の年代は女性が少ないが、令和2年度までの目標値は達成できている。10年後は女性の割合が高くなることから目標値を引き上げる。
	学校教育課	教員の管理職は校長、教頭が対象となり、登用率が20%程度であるが、教務・校務を入れた4役では女性の割合が高い。
第4項働きやすい場づくりの指標・目標について	子育て支援課	保育の関係は件数が増えればいいのか減ったほうがいいのか難しいところがある 相談件数など
	商工観光課	中小企業の育成補助金の補助申請相談は女性が多い。
	子育て支援課	出産育児により休職・離職した人の相談をすくっとで受けている

※愛知県の愛知男女共同参画プラン2025から

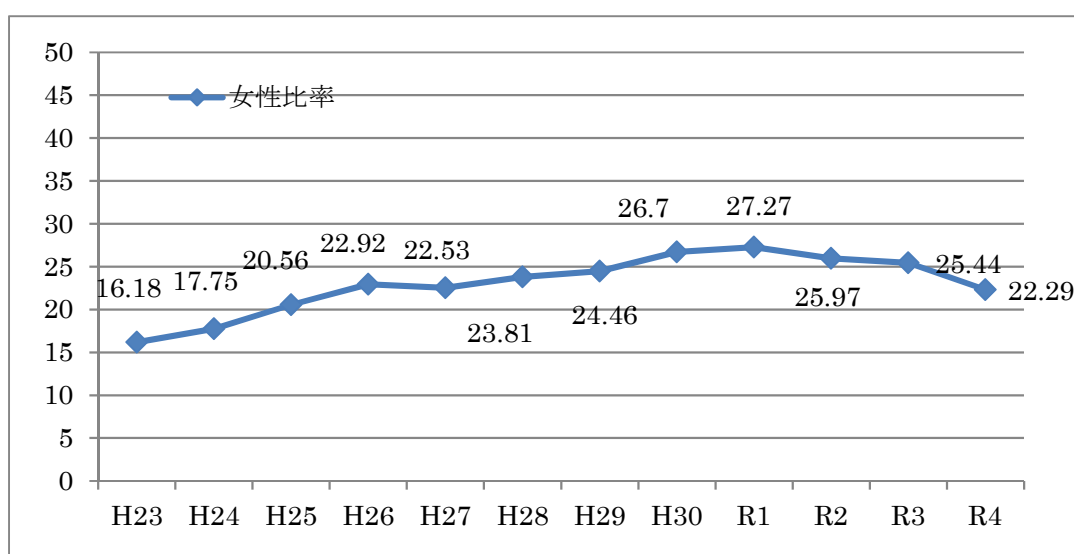
防災分野の重要性 基本的施策に位置付け 指標	女性消防士の割合を指標 目標 5%	今回の改訂で記述の見直し 指標の設定含む
	女性消防団員の割合を指標 目標 5%	
新型コロナウイルス感染拡大により顕在化した問題への対応	テレワーク等の勤務体系の変化、女性の貧困問題など	今回の改訂で記述の見直し
性的少数者への理解促進・支援		今回の改訂で記述
モノづくり産業での女性の活躍	重点目標	今回の改訂で記述

## 女性登用率の向上について

審議会等に男女がともに参画し、平等に意見が反映されるよう、各課所管の審議会等の委員登用にご配慮ください。委員選任はあて職によるところが多く、女性比率が低い会議が多くなっていますが、各課において女性の人材発掘、育成に努めてください。

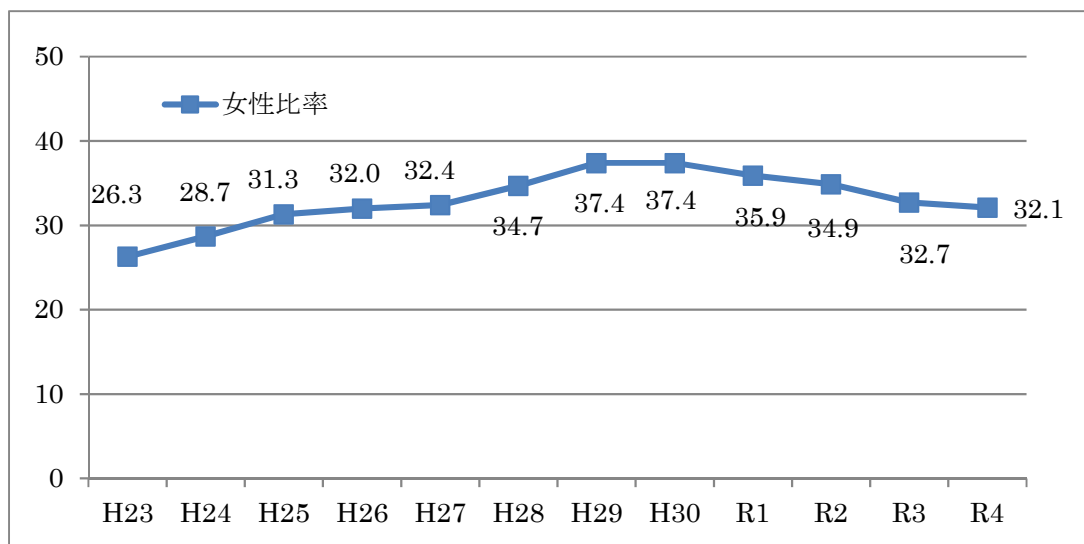
また、市職員の管理監督者への女性登用率は着実に上昇しています。女性職員の能力向上と並行して、男性管理職者の意識改革も必要です。引き続き、男女が共に能力を発揮できるよう、各課室での人材育成、職員の男女共同参画の意識付けにご協力ください。

### ■ 審議会等委員の女性比率推移<令和8年度目標：30.0%> (裏面参照)



※会議体により委員の総数、構成等が異なるため、数値のみで女性の参画度を測ることは必ずしも適当ではありません。

### ■ 市職員管理監督者の女性比率推移<令和8年度目標：35.0%>



(人事課資料)

# 田原市の審議会等委員の女性登用状況一覧

## ■地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関

	執行機関名	令和4年度			令和3年度			令和2年度			所管課
		総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	
1	選挙管理委員会	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0	総務課
2	公平委員会	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3	総務課
3	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	収納課
4	教育委員会	4	2	50.0	4	2	50.0	4	2	50.0	教育総務課
5	監査委員会	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	監査委員事務局
6	農業委員会	23	2	8.7	23	2	8.7	23	3	13.0	農業委員会事務局
合計・平均		39	6	15.38	39	6	15.38	39	7	17.95	

## ■法令・条例に基づき設置されている附属機関

	付属機関名	法的根拠	令和4年度			令和3年度			令和2年度			所管課
			総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	
1	防災会議	田原市防災会議条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7	防災対策課
2	国民保護協議会	田原市国民保護協議会条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7	防災対策課
3	総合計画審議会	田原市総合計画審議会条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	企画課
4	行政改革推進委員会	田原市行政改革推進委員会設置条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	企画課
5	市民協働まちづくり会議	田原市市民協働まちづくり条例	10	3	30.0	11	6	54.5	11	6	54.5	企画課
6	情報公開審査会	田原市情報公開条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
7	個人情報保護審査会	田原市個人情報保護条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
8	行政不服審査会	田原市行政不服審査法施行条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
9	交通安全対策会議	田原市交通安全条例	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	総務課
10	特別職報酬等審議会	田原市特別職報酬等審議会条例	8	2	25.0	8	2	25.0	-	-	-	人事課
11	国民健康保険運営協議会	田原市国民健康保険条例	9	2	22.2	9	2	22.2	9	3	33.3	保険年金課
12	環境審議会	田原市環境基本条例	10	3	30.0	10	3	30.0	10	2	20.0	環境政策課
広域 連合	介護認定審査会	東三河広域連合介護保険条例	下記に記載			23	7	30.4	23	7	30.4	高齢福祉課
13	民生委員推薦会	民生委員法	7	2	28.6	7	2	28.6	7	2	28.6	地域福祉課
広域 連合	障害程度認定審査会	障害者総合支援法	下記に記載			/	/	/	/	/	/	地域福祉課
14	都市計画審議会	田原市都市計画審議会条例	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1	街づくり推進課
15	公営住宅入居者選考委員会	田原市市営住宅の管理運営に関する規則	8	4	50.0	8	4	50.0	8	4	50.0	建築課
16	空家等対策協議会	田原市空家等対策協議会設置条例	7	1	14.3	下記に記載						建築課
17	給食センター運営委員会	田原市給食センターの設置に関する条例	7	3	42.9	7	3	42.9	7	3	42.9	教育総務課
18	青少年問題協議会	田原市青少年問題協議会条例	24	3	12.5	25	3	12.0	25	3	12.0	生涯学習課
19	社会教育委員会	社会教育法	14	4	28.6	14	3	21.4	14	3	21.4	生涯学習課
20	スポーツ推進委員	スポーツ基本法	28	6	21.4	29	9	31.0	29	9	31.0	スポーツ課
21	学校施設開放運営委員会	社会教育法	27	5	18.5	27	9	33.3	28	10	35.7	スポーツ課
22	文化財保護審議会	田原市文化財保護条例	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1	文化財課
23	博物館協議会	田原市博物館条例	6	2	33.3	6	2	33.3	6	2	33.3	文化財課
24	図書館協議会	田原市図書館条例	9	6	66.7	9	6	66.7	9	6	66.7	図書館
25	田原市子ども・子育て会議	田原市子ども・子育て会議条例	15	8	53.3	15	8	53.3	15	8	53.3	子育て支援課
参考	田原市ごみ処理対策推進協議会	田原市ごみ処理対策推進協議会設置要綱	13	5	38.5	13	5	38.5	14	6	42.9	廃棄物対策課
参考	たはら外国人市民会議	たはら外国人市民会議設置要綱	12	6	50.0	12	6	50.0	12	6	50.0	広報秘書課
参考	男女共同参画推進懇話会	任意	20	11	55.0	20	11	55.0	20	11	55.0	企画課
(16)	空家等対策協議会	田原市空家等対策協議会設置条例	上記に記載			7	1	14.3	7	1	14.3	建築課
広域 連合	介護認定審査会	東三河広域連合介護保険条例	23	7	30.4	上記に記載						高齢福祉課
広域 連合	障害程度認定審査会	障害者総合支援法	28	6	21.4	/	/	/	/	/	/	地域福祉課
1～25の合計・平均			284	66	23.24	303	81	26.73	296	80	27.03	

◇全審議会・委員会等	323	72	22.29	342	87	25.44	335	87	25.97
------------	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----	-------

※ 各審議会等の委員総数や委員構成の性質が異なりますので、女性登用率の数値のみで女性の参画度を計ることは必ずしも適当ではありません。

### R3からの変更点

- ①介護認定審査会、障害程度認定審査会は広域連合で設置の機関のため集計から除外しました。
- ②16の空き家等対策協議会は以前から設置されていた機関で、記載漏れが判明したため今回追加しました。
- ③項目のみ記載があった交通安全対策会議幹事会を削除しました。
- ④法令、条例以外で設置されている協議会等がありましたので参考に記載しました。

## 令和4年度男女共同参画作文募集について

目的：「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて、男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作文を募集します。

## ■男女共同参画に関する作文の募集

テーマ	家庭や地域、学校や職場などで、性別に関係なく、みんなが自分らしくいきいきと暮らしていくためにはどのようにすればよいか、日頃から思っていること、感じていることなどを自由に表現してください。 ※題名はテーマに即したものであれば自由です。	
対象	市内の中学生	
応募 内容・方法	作文	・400字詰め原稿用紙1～2枚程度 ※電子データで提出の場合は、ワード形式に限ります。
	・原稿の裏面または電子データの本文最後に応募者の学校名・学年・氏名(ふりがな)を明記のうえ、提出してください。 ・応募は1人1点、応募者本人が書いたもので未発表のものに限ります。	
応募締切	(令和4年5月11日の校長会で依頼済) 令和4年11月11日(金) ※学校経由で募集(各学校で募集期間を設定し、取りまとめ提出をお願いします。)	
審査	田原市男女共同参画推進懇話会で審査を行います。	
表彰・ 発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最優秀賞 1点 賞：図書カード3,000円</li> <li>・優秀賞 1点 賞：図書カード2,000円</li> <li>・入賞 1点 賞：図書カード1,000円</li> <li>・入賞者は応募者本人に通知します。</li> <li>・参加賞あり。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作文は返却しません。</li> <li>・入賞の有無に関わらず、応募作文に関する所有権、著作権は主催者側に帰属するものとし、ホームページ等への掲載や啓発活動等に使用する場合があります。</li> <li>・入選者の氏名、学校名、学年は公表を予定しています。</li> <li>・たはら健康マイレージ対象イベント(10点)の対象となっています。</li> </ul>	
応募先	〒441-3492 田原市田原町南番場30-1 田原市企画部企画課協働係 E-mail: kyoudou@city.tahara.aichi.jp	

## 令和3年度の応募状況

### ○作品応募数

学 校	作文件数
東部中学	1 1 9
田原中学	3 2
赤羽根中学	8 2
福江中学	8 8
合 計	3 2 1

- ・最優秀賞：田原中学校3年 坂口生磨 様 「男女差別を無くすために」
- ・優秀賞：東部中学校3年 中川葉月 様 「この先のミライ」
- ・入賞：赤羽根中学校3年 松本唯花 様 「男女平等の実現を目指して」

※作品は田原市ホームページに掲載しています。

「田原市男女共同参画作品」で**検索** で閲覧できます。

## 令和4年度男女共同参画啓発作文募集要項(案)

### 1 目的

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて、男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作文を募集する。

### 2 募集作文

#### (1) 作文

家庭や地域、学校や職場などで、性別に関係なく、みんなが自分らしくいきいきと暮らしていくためにはどのようにすればよいか、日頃から思っていること、感じていることなどを自由に表現すること。

題名はテーマに即したものであれば自由とする。

### 3 応募資格

市内の中学生

### 4 応募作文規格

#### (1) 作文

- ・400字詰め原稿用紙1～2枚程度
- ・電子データで提出の場合は、ワード形式とする。

#### (2) 共通事項

- ・原稿の裏面または電子データの本文最後に応募者の学校名・学年・氏名(ふりがな)を明記し提出
- ・応募は1人1点、応募者本人が書いたもので未発表のものに限る。

### 5 応募締切

令和4年11月11日(金)

※学校経由で募集(各学校で募集期間を設定し、取りまとめ提出。)

### 6 審査

田原市男女共同参画推進懇話会

### 7 表彰・発表

- ・最優秀賞 1点 賞：図書カード3,000円
- ・優秀賞 1点 賞：図書カード2,000円
- ・入賞 1点 賞：図書カード1,000円
- ・入賞者は応募者本人に通知
- ・参加賞あり

### 8 その他

- ・応募作文は返却しない。
- ・入賞の有無に関わらず、応募作文に関する所有権、著作権は主催者側に帰属するものとし、ホームページ等への掲載や啓発活動等に使用する場合がある。
- ・入選者の氏名、学校名、学年などは公表を予定している。
- ・たはら健康マイレージ対象イベント(10点)の対象となっている。

### 9 応募先

〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1

田原市企画部企画課協働係

E-mail : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

# 令和4年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】

## 応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

### 1 募集するテーマ

#### 【男女共同参画啓発事業】

##### (1) 事業内容

男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画及び開催やパンフレットの作成

《例》

- ・子どもや若者を対象とした男女共同参画に関する初級講座の開催
- ・あらゆる世代へ男女共同参画の意識を啓発する講座の開催
- ・地域活動へ女性の参画を促すためのパンフレットの作成
- ・防災分野での女性参画の仕組みを考えるワークショップの開催 等

##### (2) 事業費

13万円（上限）

### 2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市が定めるテーマに合致している事業
- (2) 主に市内で実施される事業
- (3) 令和5年2月末までに完了する事業

### 3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する

公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

#### **4 提案できる団体の要件**

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付(氏名・住所・電話番号を記載)
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

#### **5 提出書類**

- (1) 市民提案型委託事業企画書(様式第1号)
- (2) 団体概要説明書(様式第2号)
- (3) 業務内訳書(様式第3号)
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿(氏名・住所・電話番号を記載)
- (6) 団体収支決算書(直近のもの)

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。



## 6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか</li><li>・地域の課題を的確に把握しているか</li></ul>
的確性 企画の確実性 専門性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案募集テーマに対する的確な事業であるか</li><li>・事業の企画が適切で精度の高いものであるか</li><li>・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか</li></ul>
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか</li><li>・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか</li></ul>
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか</li><li>・課題に対する費用対効果は妥当であるか</li></ul>

## 7 提案募集

令和4年4月1日（金）～5月31日（火）午後5時まで ※必着

## 8 応募方法

直接持参または郵送

## 9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1  
田原市役所企画部企画課 宛

## 10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間 { 4月1日（金）～7月29日（金）}
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（8月中旬）  
※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（8月下旬）
- (4) 契約の締結（8月下旬）
- (5) 事業実施（契約日～翌2月末）
- (6) 実績報告書の提出
- (7) 委託料の支払い

## 1 1 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 2 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：[kyoudou@city.tahara.aichi.jp](mailto:kyoudou@city.tahara.aichi.jp)



# パートナーシップ制度について



令和4年4月1日から、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に資するため、パートナーシップ制度を導入しました。

令和4年5月27日に東三河5市で「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しました。

## 1 パートナーシップ制度

「田原市パートナーシップ制度」は一方または双方が性的少数者(※)である2人が、人生のパートナーであることを要綱(別紙)に基づき宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを認める制度です。

※性的少数者とは：性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされている人々のことを言う。

## 2 制度運用過程

日 程	内 容
R 4 年 3 月	パートナーシップ制度要綱制定
	パートナーシップ制度制定の周知(記者発表、HP等)
R 4 年 4 月 1 日	パートナーシップ制度要綱施行・運用開始
R 5 年 5 月 2 7 日	東三河5市で自治体間連携協定締結

## 3 パートナーシップ制度による支援制度(関係課で対応) R4.4.1 現在

支援制度導入案		担当課
市営住宅	市営住宅に夫婦とみなして入居できる	建築課
タハナ	婚姻届け提出者へ贈る花束を受け取ることができる	農政課

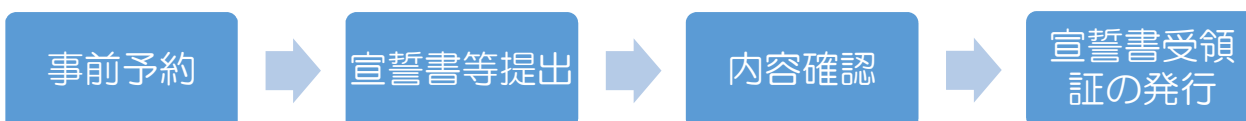
○今後も導入可能な支援制度について検討し随時導入

※民間のサービスの中には、受領証を提示することで、一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。(例：携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

## 4 パートナーシップ宣誓手続き

対象者	成年、市内住所要件、配偶者無、他のパートナーシップ宣誓者無等
必要書類	パートナーシップ宣誓書、住民票、戸籍抄本、マイナンバーカード等
宣 誓	双方立会で市職員の前面において宣誓書を記入し提出
失 効	パートナーシップの解消、転出等

○宣誓手続きの流れ



## 5 東三河他市の導入状況 (R4.4.1 現在)

自治体名	導入年月日	対象者	住所要件
豊橋市	令和3年4月1日	一方又は双方が性的少数者である2人	少なくともどちらか1人が市内在住又は転入予定
蒲郡市	令和4年1月4日	一方又は双方が性的少数者である2人 事実婚の2人※	2人とも市内在住又は転入予定
新城市	令和4年4月1日	一方又は双方が性的少数者である2人	少なくともどちらか一方が市内在住又は転入予定
豊川市	令和4年7月1日 導入予定	一方又は双方が性的少数者である2人	少なくともどちらか1人が市内在住又は転入予定

※愛知県内9自治体（人口カバー率2割以上）で導入済み

### 【全国自治体の導入状況】

- 令和4年4月末時点で全国209の自治体（人口カバー率5割以上）、で導入済み。  
この制度は、令和2年12月に策定された国の第5次男女共同参画推進計画に、多様性に関する記述が加えられ、多様性を尊重する施策として、SDGs（持続可能な開発目標「⑤ジェンダー平等を実現しよう」）の達成にも資することから、今後も全国的に制度の導入が進むと考えられます。
- 令和3年末時点で全国延べ2,832組に証明書等が交付されています。

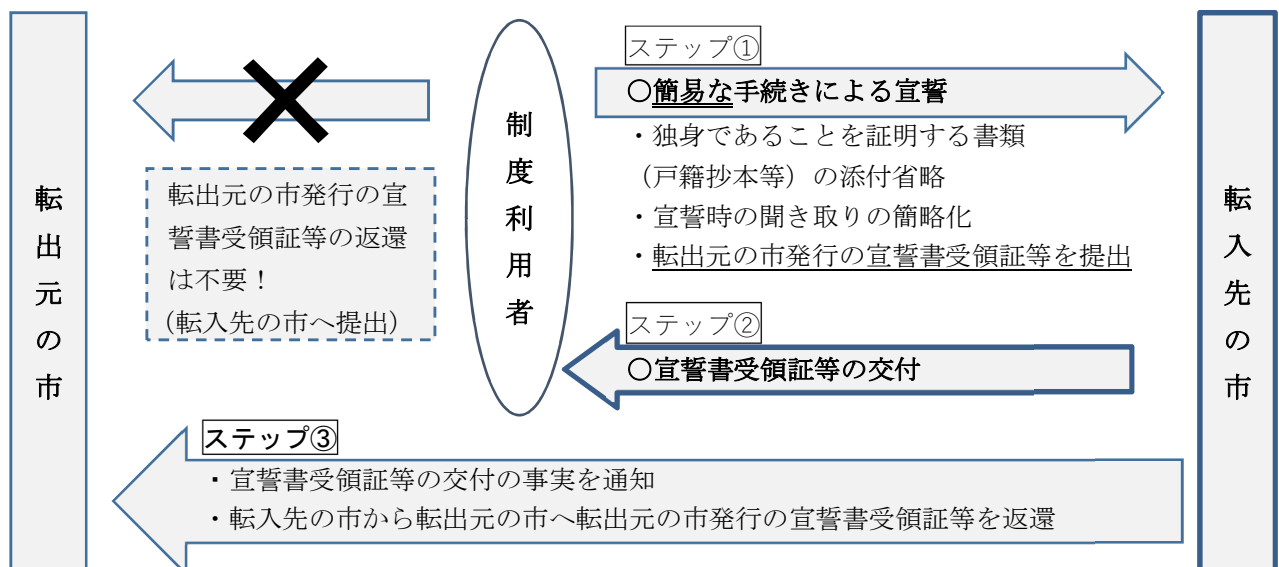
## 6 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

この連携協定は、東三河5市のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用している者（以下「制度利用者」）が、東三河5市間で転出入の際、転入先の市でパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、転出入の両市が情報共有することで手続きの一部を簡素化できるというものです。

### ○対象者

- 令和4年7月1日以降に住所を異動した制度利用者
- 転入先の制度の要件を満たしている制度利用者
- 自治体間連携による手続きに必要な情報等の共有について承諾をしている制度利用者

### ○連携による手続きの流れ



## 第14回男女共同参画フェスティバルについて（案）

## 1 フェスティバルの概要

## ○目的

田原市男女共同参画推進プランの目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すための啓発イベント。

市民活動団体の活動発表や、団体同士・団体と一般市民同士が交流したりすることによって、自分らしく活動する人と人とのネットワークを広げる。

また、啓発パネル等を展示し、来場者への意識啓発を図る。

○主催 田原市男女共同参画推進懇話会

○日時 令和4年7月31日（日）10:00～15:00（エコフェスタと同日開催）

○場所 田原文化会館（予定）

○内容 男女共同参画に対する意識を啓発するための講演会（PROUD LIFE 安間優希氏）  
市民活動団体の活動発表、パネル展示、ブース出展等

## 2 フェスティバルの運営手法等確認事項

## (1) 運営体制について

○懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。

①懇話会委員全員が部会メンバーとなり、その中から部会長、副部会長を選出する。

②企画、準備、当日運営を運営部会で行う。

③フェスティバル開催までに2回程度の運営部会を開催する。（全体の実務的なスケジュールは別紙のとおり）

## (2) 懇話会出展内容の検討

○フェスティバル運営部会が準備

## (3) 内容の改良・工夫

○フェスティバルの開催趣旨である『男女共同参画社会の推進』のための内容が十分に伝わる方法を検討する。

○図書館と連携し、フェスティバル開催日に合わせて男女共同参画関連の本のPRをする。

○若年層に対して男女共同参画の啓発を行う。

○エコフェスタと同日開催になり使用スペースが限られるなか、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮し、活動発表のブース位置と発表内容等を検討する。（別紙案を基に）

○多目的ホール周辺が新型コロナウイルスワクチン接種会場となるため、動線を考慮する。

## (4) 展示（案）

○PRパネル 4コママンガ18枚（県から借用・申込済み）

○作文発表パネル 3年度入選3作品

<参考>これまでのフェスティバル (会場：田原文化会館)

第13回	◆令和3年8月1日(日) 12:45～15:00 渥美文化会館(田原文化会館から変更) オープニングコンサート：視覚障害者団体 さくらんぼ 講演会：マミーローズクリニック医師 宮本由記氏 「産婦人科医が語る大人にも知って欲しい現在の性教育」
◆令和2年度 中止	
第12回	◆令和元年8月25日(日) 10:00～15:30 市民劇団だもん de による演劇公演 「ジェンダーバイアスを越えて ～気づいてますか、日常でのすりこみ～」 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)
第11回	◆平成30年8月26日(日) 10:00～15:30 市民劇団だもん de による演劇公演「波のプリズム～華と雪～」 山内房子ミニコンサート 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)
第10回	◆平成29年8月27日(日) 10:00～16:00 映画「この世界の片隅に」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体によるステージ発表 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示、ワークショップ等)
第9回	◆平成28年8月28日(日) 10:00～15:00 映画「奇跡のリンゴ」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展(パネル展示、ワークショップ、フリーマーケット等)
第8回	◆平成27年8月24日(日) 10:00～16:00 映画「ぼくたちの家族」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表
第7回	◆平成26年8月24日(日) 10:00～16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「そして父になる」上映
第6回	◆平成25年8月25日(日) 10:00～16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「幸福な食卓」上映&監督トークショー 映画監督 小松隆志さん× 映画評論家 高野史枝さん
第5回	◆平成24年8月26日(日) 10:00～16:00 市民活動団体による出展 映画「60歳のラブレター」上映
第4回	◆平成23年8月28日(日) 10:00～16:00 市民活動団体による出展 映画「フラワーズ」上映
第3回	◆平成22年9月11日(日) 10:00～15:30 市民活動団体による出展 同時開催 あいち国際女性映画祭「プリンセス・マヤ」上映
第2回	◆第2回：平成21年9月5日(土) 10:00～16:00 市民活動団体による出展 同時開催 あいち国際女性映画祭「飛べ、ペンギン」上映
第1回	◆平成20年9月6日(土) 10:00～16:00 市民活動団体による出展 同時開催 あいち国際女性映画祭「ティラミス」上映

## 令和4年度田原市男女共同参画推進プランII 中間見直しについて

### 田原市男女共同参画推進プラン（H18年度策定、H29年度改定）

計画の期間	平成29年度～令和8年度（10年間）
目 標	「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

### 見直しの目的

策定時から5年が経ち、社会情勢の変化により、国の施策や市民の意識は変化している。田原市の市民・事業者・行政等の置かれている状況に合わせてプランの内容を見直す必要がある。策定時の社会と現在の状況を確認し、現状とのズレが生じている部分を今の時代に即した内容へと改訂する。

### 庁内ワーキング

- ワーキング会議においてプラン見直しについて、策定時と現状とのずれ、必要・不要な項目について意見交換を行い、推進施策・指標設定等の見直し内容を懇話会に報告する。
- ワーキング会議を4回程度開催する。

### 懇話会プラン修正部会（予定）

- 懇話会の中に修正部会を設置し、修正部会においてプラン見直しを進めるが、懇話会でもプランについて意見交換を行い、懇話会と修正部会とでプラン見直しを行う。
- 懇話会委員から修正部会委員を選定し、修正部会委員を選任する。
- 修正部会を2回程度開催する。

## 田原市男女共同参画推進プラン 令和4年度中間見直し作業の流れ(案)

時期	ワーキング(以降「WG」と記載)	事務局	懇話会
4月	<b>成果指標調査・意見徴収</b> (5/9 <del>月</del> 切) ○6つの取組み R3実績 ○社会状況や市の政策でプラン策定時より変化している点 ○必要・不必要な指標について	(R3年度) ◆男女共同参画に関する市民アンケート調査実施 ⇒結果をプラン見直しに反映	
5月	<b>5/13 第1回 WG</b> ○調査の結果を共有 ○策定時と現状とのずれ、必要・不必要な項目について意見交換	WG 意見等取りまとめ、資料作成	<b>5/30 第43回懇話会</b> ○第1回 WG 内容報告 ○策定時から変化していること(市民の状況、委員それぞれの所属の状況、愛知県の計画等)を挙げ、現状を把握。
6月		WG、懇話会の意見を整理	
7月	<b>第2回WG</b> ○推進施策・指標設定見直し	現状とプランとのずれを確認し、修正作業を行う。	
8月			
9月			
10月	<b>(上旬)第3回 WG</b> ○推進施策・指標設定見直し		<b>(下旬)第44回懇話会</b> ○プランの修正案全体を確認 ○修正した結果、修正しない部分に問題が生じないか確認する。
11月		パブリックコメントなしの予定 修正内容により実施 (12月)広報掲載原稿 (1月)パブリックコメント実施 広報、HP 掲載 (2月)パブリックコメント後の内容、指標を確認、反映	
12月			
1月			
2月	<b>(下旬)第4回 WG</b> ○内容、指標を確認		
3月			<b>(中旬)第45回懇話会</b> ○見直し後のプランを報告
R5d 4月			
5月		プラン印刷業務 市ホームページ 市役所掲示板掲載	



## 各委員の取組状況・意見

1	中西秀一 委員
<p>◎田原市社会福祉協議会の取組 令和3年4月から令和3年6月末まで 生理用品の配布について、ジェンダーレス・平等の視点より、貧困対策の視点で市防災備蓄品を配布した。</p> <p>令和3年7月 社協では、独自に生理用品の寄付を募った。市民・企業・JC・日本赤十字社など寄付をいただき必要な方に配布した。</p> <p>令和3年10月 社協としての取り組みの拡大、市民の方への周知を目的に、田原福祉センター内トイレで生理用品の配布を実施した。</p> <p>令和4年4月 市民の方に社協が「生理の貧困に対応していること」の一定の周知ができたことから、令和4年3月末でトイレでの生理用品の配布からカードの配布に変更した。困窮の相談につながるように、トイレにカードを設置し、窓口で生理用品を配布している。</p>	

2	森下 静子 委員
<p>男女共同参画を今後更に健全に推進していくためには、生命、科学、人権の視点で成育の中で幼児期からの性教育が大切といわれています。「生」の教育であり自分の（そして他者の）身体と命を守る学習です。以下最近の性教育推進への活動です。</p> <p>○4月13日 ウィット「議員と語る会」 ・小学校就学前に身体に興味を持ってきたときに自然体で教えていくことが大切 （大人の問題・大人に学習が必要）</p> <p>○4月17日 東三にじの会 講師 宮本由記氏 「現在の性教育 産婦人科医の実践から」</p> <p>○5月8日 あつみNPOネットワーク 山元加津子氏 公演会 「大好きは魔法の言葉」 特別支援学校の教諭時代に出会った子供たちの話</p> <p>○4月28日 福江中コミュニティスクール運営委員会にて 「コミュニティスクールに性教育を」の提言</p>	

女性会議ウイットでは、身近な、ジェンダー平等 男女平等を考える活動として、下記の取り組みを行い、継続することの大切さを強く感じました。

2021年ジェンダーギャップ指数、日本は、156か国中120位、中でも政治分野の低さが突出していることから、最も身近なわが町の議会に関心を持つようと、出かけ、議員とトークに取り組みました。田原市議会には18人中2名が女性。

- 3月15日 市議会 委員会傍聴 5名参加
- 4月13日 議員 とトーク開催 5名参加

委員会の議会傍聴は初めてで、正直、内容が消化できない状態でした。市民は議員に問題を付託していますが、市民とは遠距離状態。無関心、わからないままにせず、知る努力が大切だと強く感じました。

議員トークでは、ジェンダー平等を基本に、性教育の幼少期からの必要性、混合名簿、自治会役員はなぜ男性ばかり、学校図書電算化、子どものマスク着用、多言語教育 渥美半島道路など、多岐にわたり、双方向の話し合いを行いました。

即刻解決は無理としても、市民側と議員の問題共有の場となり有意義でした。そして議員さんが担当課へ出向いてくれた内容もあります。このトークでは、力の支配を感じることはなく良かったです。

ジェンダー平等は、基本的人権の尊重があってこそ実現、前進できるものです。コロナ禍 戦争 平和 格差 貧困、いじめ 生きづらさ どれも毎日の暮らしと繋がっています。

言葉で言うは易し、行いは難しですが、継続は力なり、高齢ですが体力に合わせ行動していきたいです。

6月議会 傍聴行きます。一緒に行きましょう。

- 6月16日(木) 10:00 ~ 文教厚生委員会
- 6月17日(金) 10:00 ~ 予算決算委員会

2月に始まったロシアのウクライナ侵攻のニュースに衝撃が走った。

ヒッポファミリークラブでは、ほぼ30年前からロシアとのホームステイ交流が始まり、毎年たくさんの日本人がロシアの人達との交流を深めている。小学生が一人ロシアの家庭でホームステイするプログラムは、温かく受け入れしてくれる家族に支えられ、夏休みの人気プログラムになっていた。

私も25年前、小学1年生だった娘とロシアに行った。私にとって生まれて初めての海外、生まれてはじめてのホームステイだった。

言葉もわからない未知の体験！

停電による断水 コップ一杯の水を大切に使った。

ボルシチ、キャビアトースト美味しかった。

そして何より娘をとてかわいがってくれた。

忘れられない数々の思い出。暖かく迎えてくれたロシアの家族。

そんなふうに特別親しみをもっていたロシアなのに侵攻が始まり、ロシア語を聞きたくない、もやもやした複雑な気持ちを持った。そのあと駅のロシア語案内が外された報道を耳にした。良くない流れを感じた。全てではないのに、、、すべてを排除して思考停止！

そんな状況下でもヒッポメンバーとロシア家族とのオンライン交流は行われた。このプログラムに参加した小学生の報告があった。学校の友達からロシアは嫌い悪いと言われた。でも彼女は言った「そんな人ばかりじゃないよ」と。その話を聞いて私はハットした。

ロシア=悪=人 単純にくくってしまうバイアスがかかっている！そして流されてしまいそんな日常にさらされている。

人と人がちゃんと向き合って歩み寄ろうとする気持ちの大切さを感じずにはいられなかった。未来をつくる子供たち、彼女に大人の在り方も教えてもらった気がした。